

豊田市妊産婦・乳児健康診査費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、妊産婦・乳児健康診査費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、妊産婦である市民が母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊産婦・乳児一般健康診査（以下「健康診査」という。）を県外の医療機関等において受診した場合の当該健康診査に係る費用（以下「健診料」という。）を補助することにより、故郷等で出産する市民の経済的負担の軽減を図り、もって妊産婦及び乳児の健康管理に資することを目的とする。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる医療機関等（国内にあるものに限る。）において豊田市妊産婦及び乳児健康診査実施要領（以下「実施要領」という。）第4条に規定する受診票により健康診査を受けた妊産婦又は乳児で、かつ、当該健康診査の受診日において市内に住所を有するものとする。

（1）県外の医療機関

（2）助産所

（補助金額）

第4条 補助金の額は、豊田市と県内の医療機関が締結する妊産婦・乳児一般健康診査委託契約における委託金額と同額とする。ただし、健診料（健康診査の全部又は一部の検査項目について医療保険各法の規定による保険が適用された場合は、当該検査項目に係る費用を除く。以下同じ。）が当該委託金額に満たないときは、健診料の額とする。

（健康診査の実施回数等）

第5条 健康診査の実施回数、受診時期及び内容については、実施要領第3条の規定を準用する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、妊産婦・乳児健康診査費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）妊婦・産婦・乳児健康診査結果報告書等

（2）医療機関又は助産所が発行した領収書

（3）その他市長が必要と定める書類

2 前項の申請は、助産所又は県外の医療機関で健康診査を受診した日から起算して5年以内に行わなければならない。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定及び補助金の額の確定をし、妊産婦・乳児健康診査費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、妊産婦・乳児健康診査費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 前条第2項の通知を受けた交付申請者は、速やかに妊産婦・乳児健康診査費補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付申請者が虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊田市妊産婦・乳児健康診査費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

妊産婦・乳児健康診査費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市長 様

(申請者)		申請日	年	月	日
住 所	〒 -				
氏 名					
生年月日			年	月	日
電話番号	()		-		

妊産婦・乳児健康診査を受けましたので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。申請に当たっては、豊田市が、補助金申請に必要な住民基本台帳を閲覧すること及び妊産婦・乳児健康診査に関して医療機関等に照会することに同意します。

種 別		申 請 額 (円)	補助金交付決定額 (円)
妊婦健康 診 査 ①	子宮頸がん		
	第 1 回		
	第 2 回		
	第 3 回		
	第 4 回		
	第 5 回		
	第 6 回		
	第 7 回		
	第 8 回		
	第 9 回		
	第 1 0 回		
	第 1 1 回		
	第 1 2 回		
	第 1 3 回		
	第 1 4 回		
産 婦 健康診査	第 1 回		
	第 2 回		
新生児聴覚検査 ①			
乳児健康 診 査 ①	第 1 回		
	第 2 回		
合 計			

注意 太枠の中を記入してください。申請額の記入欄が足りない場合は、裏面へ記入してください。

添付書類 1 妊婦・産婦・乳児健康診査結果報告書等 2 医療機関又は助産所が発行した領収書
3 その他市長が必要と定める書類

申請額の記入欄が足りない場合は、以下の太枠の中へ記入してください。

種 別		申 請 額 (円)	補助金交付決定額 (円)
妊婦健康 診 査 ②	第 4 回		
	第 5 回		
	第 6 回		
	第 7 回		
	第 1 2 回		
新生児聴覚検査 ②			
乳児健康 診 査 ②	第 1 回		
	第 2 回		
新生児聴覚検査 ③			
乳児健康 診 査 ③	第 1 回		
	第 2 回		

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長 

妊産婦・乳児健康診査費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました妊産婦・乳児健康診査費補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により交付することを決定し、及び交付額を確定しましたので、次のとおり通知します。

補 助 金 の 交 付 額	金	円
---------------	---	---

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長 

妊産婦・乳児健康診査費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました妊産婦・乳児健康診査費補助金につきましては、豊田市妊産婦・乳児健康診査費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により不交付とすることを決定しましたので、通知します。

不交付とした理由	
----------	--

（表）

妊産婦・乳児健康診査費補助金請求書

豊田市長 様	合計	枚	円	年度	課コード	決定区分	F	G	H						
(おやこ応援課扱) 請求日 年 月 日					伝票番号	- -									
<table><tr><td>金 額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>					金 額							円	下記の口座へ振り込みください。		
金 額							円								
事業名 妊産婦・乳児健康診査費補助金 上記のとおり請求します。 (申請者) 〒 - (電話) 住 所 氏 名					金融機関名										
					支店名			支店出張所							
					口座種別 普通・当座		口座番号								
					口座名義人										
					フリガナ 氏 名										
連絡事項 A B C D					検収者 年 月 日 ㊞										

太枠内のみ記入してください。

（裏）

委 任 状

年 月 日

豊田市会計管理者 様

申請者（委任者）

住所

氏名

年 月 日付けで交付決定を受け、年 月 日付けで私が請求
行為を起こした妊産婦・乳児健康診査費補助金 円の受取については、下
記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

住所

氏名